

公益財団法人笹川スポーツ財団 組織規程

平成23年4月6日
規 程 第 1 号

改正 平成24年5月22日 規程第18号
改正 平成25年6月12日 規程第36号
改正 平成27年5月25日 規程第43号
改正 平成31年4月1日 規程第63号
改正 令和元年6月12日 規程第71号

第1章 総 則

第1条 公益財団法人笹川スポーツ財団（以下「財団」という。）の職制、定員その他組織については、公益財団法人笹川スポーツ財団定款に定めるもののほか、この規程による。

第2章 組織及び事務分掌

第2条 財団に、事務局を置く。

第3条 事務局に次の2グループを置く。

総務グループ、研究調査グループ

第4条 総務グループにおいては、次の事務をつかさどる。

- (1) 理事会、評議員会及び各種委員会の庶務に関すること。
- (2) 定款その他諸規程に関すること。
- (3) 登記、諸願及び諸届に関すること。
- (4) 知的財産権に関すること。
- (5) 公印の管守に関すること。
- (6) 文書の接受、発送及び保存に関すること。
- (7) 人事及び福利厚生に関すること。
- (8) 給与及び旅費に関すること。

- (9) 施設及び設備に関すること。
- (10) 事務の総合調整に関すること。
- (11) 関係官庁及び関係団体との連絡に関すること。
- (12) 儀式典札に関すること。
- (13) 役員秘書に関すること
- (14) 各部署の連絡調整に関すること。
- (15) 事業計画及び事業報告に関すること。
- (16) 機密に関すること。
- (17) 予算及び決算に関すること。
- (18) 収入及び支出に関すること。
- (19) 資金計画の策定並びに資金の調達及び運用に関すること。
- (20) 契約に関すること。
- (21) 現金、預金、有価証券の出納に関すること。
- (22) 財産の管理に関すること。
- (23) 税務に関すること。
- (24) 物品の出納及び管理に関すること。
- (25) その他経理に関すること。
- (26) その他各部署の所掌に属さない事務に関すること。
- (27) 広報に関すること。
- (28) その他財団の運営に必要な業務に関すること。

第5条 研究調査グループにおいては、次の業務に係る事務をつかさどる。

- (1) スポーツ政策に関する調査、研究及び提言事業に関すること。
- (2) 地域形成、人材育成を図るための助成事業に関すること。
- (3) スポーツライフの充実に関する普及啓発事業に関すること。
- (4) その他この法人の目的を達成するために必要な事業に関すること。

第3章 職 制

第6条 事務局職員を職務上、以下の職制に区別する。

- (1) 事務局長
- (2) 部長
- (3) 副部長

- (4) 課長
- (5) 係長
- (6) 担当

- 2 事務局に特定の事務等に専任する職員を置くことができる。
- 3 必要に応じ、事務局に事業の方向性や新規プロジェクト等への助言・提案など、豊富な知識や経験に基づき活動支援を行うアドバイザー及び特別研究員を置くことができる。

第7条 事務局長は、業務執行理事の命を受け、事務局の事務を総括し、所属職員を指揮監督する。

第8条 部長は、業務執行理事の命を受け、事務局長と連携し、当該グループの所掌業務を掌理する。

- 2 副部長は、部長を補佐して部の事務を整理し、部長が不在のときはその職務を代理し、部長が欠員のときはその職務を行う。
- 3 アドバイザー及び特別研究員は、業務執行理事の指揮を受け、特命事項を処理する。

第9条 課長は、部長の命を受け各業務の事務を統括する。

第10条 アドバイザー及び特別研究員は業務執行理事の指揮を受け、特命事項を処理する。

第11条 職員は、同一グループ又は所属するグループ以外のグループの業務を兼務することができる。ただし、原則総務・経理担当の職員が事業を行う部署の業務、事業を行う部署の職員が総務・経理の業務を兼務することはできない。

第4章 定員

第12条 事務局の職員の定員は、予算の範囲内で理事長が定める。

- 2 前項の定員のほか、必要がある場合は、事務局に嘱託又は臨時雇用員を置くことができる。

第5章 職員等の任免

第13条 理事長は、職員等の任免、配置、役付職務及び懲戒に関する事項の発令を辞令により行うものとする。

附 則（平成 23 年 4 月 6 日 規程第 1 号）

この規程は、平成 23 年 4 月 6 日に施行し、公益財団法人笹川スポーツ財団の設立の登記の日（平成 23 年 4 月 1 日）から適用する。

附 則（平成 24 年 5 月 22 日 規程第 18 号）

この規程は、平成 24 年 5 月 22 日に施行し、平成 24 年 4 月 1 日から適用する。

附 則（平成 25 年 6 月 12 日 規程第 36 号）

この規程は、平成 25 年 6 月 12 日に施行する。

附 則（平成 27 年 5 月 25 日 規程第 43 号）

この規程は、平成 27 年 5 月 25 日に施行する。

附 則（平成 31 年 4 月 1 日 規程第 63 号）

この規程は、平成 31 年 4 月 1 日に施行する。

附 則（令和元年 6 月 12 日 規程第 71 号）

この規程は、令和元年 6 月 12 日に施行し、令和元年 6 月 1 日から適用する。